

第6章 高齢者を支える施策の充実

1. 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者を見守る仕組み

高齢になっても、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、市社会福祉協議会等と連携し、高齢者等が地域から孤立することを防止する体制づくりに取り組みます。

【主な事業】

○糸島市高齢者SOSシステム

高齢者等が徘徊等で所在不明になったとき、糸島警察署、協力者及び協力事業者等が連携し、早期発見に努める事業です。

認知症等により所在不明になる可能性がある場合、家族等の同意を得て、事前に顔写真や特徴等の情報を登録し、糸島警察署と共有します。高齢者等が所在不明になったとき、家族等からの検索願を受けて市、協力者、協力団体及び協力事業者等が搜索の協力を行います。事前登録者については、顔写真や特徴等を防災行政無線や防災メール等で情報を提供します。

○高齢者見守り事業

市は市社会福祉協議会等と連携し、一人暮らし高齢者等の見守り事業を実施します。市は見守りの対象となる65歳以上の一人暮らし高齢者等の情報を市社会福祉協議会へ提供し、市社会福祉協議会は民生委員・児童委員等の協力を得て、見守り活動を行います。見守りの対象となる人に関する緊急連絡先等の情報は、本人同意のもと台帳として整備し、けがや急病等による緊急搬送時、消防や病院等に提供します。平常時については、台帳に登録している人を民生委員・児童委員による見守りの対象とし、定期的に見守りを行います。

また、市と市社会福祉協議会は、校区や行政区等の取り組みとして実施する一人暮らし高齢者の集い等に対して、支援を行います。

○緊急通報装置貸与事業

心身の疾病等により自ら緊急連絡を行うことが難しい一人暮らしの高齢者等に、緊急通報装置を貸し出し、急病や災害など緊急時に迅速、適切な対応を行う事業を実施します。利用者から緊急連絡を受けた時の対応としては、受託事業者が利用者に電話で確認し、状況により消防等へ通報します。

また、利用者に対して、定期的に委託事業者が電話で安否確認を行い、健康状態に関する相談等に対応します。

○徘徊高齢者等位置検索サービス事業

認知症による見当識障害等が見られる高齢者等に携帯用端末を貸与し、所在不明となったとき、家族等がパソコンやスマートフォンで位置情報を検索することができるサービスを提供する事業です。

(2) 高齢者の暮らしを支えるサービスの提供

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することにより、日常生活に係る支援が必要な高齢者が急速に増えることが見込まれます。高齢者の世帯構成や心身の状態に合わせ、必要な支援を行います。

【主な事業】

○配食サービス事業

心身の機能低下により調理が困難な状況であり、見守りが必要な高齢者に対して、栄養バランスのとれた食事を提供するサービスです。食事の配送と併せて、利用者への食事の受け渡しによる安否確認を行います。

○軽度生活援助事業

要介護状態への進行を防止、軽減するため、シルバー人材センターの会員を派遣し、65歳以上の人の自宅の大掃除や庭木の剪定等を行う事業です。そのままの状態を放置することが本人又は近隣住民にとって危険である場合等に限り対象となります。

○高齢者等住宅改造助成事業

在宅で生活する高齢者等の自立を支援し、介護を行う家族などの負担軽減のため、住宅を改造する世帯に、改造費用の一部を助成する事業です。改造の対象となる場所は、玄関、廊下、階段、居室等、支援の対象となる高齢者が利用する部分に限ります。ただし、増築工事や介護保険を利用した住宅改修の対象となる工事は、この事業の助成対象とはなりません。

(3) その他の事業

高齢者の福祉の増進と敬老意識の高揚を図ることを目的として、以下の事業を実施していきます。

【主な事業】

○敬老金支給事業

多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者に対し、敬老祝金等を支給することによって敬老の意を表し、その福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

2. 介護に取り組む家族等への支援

介護を行う家族等の身体的・精神的な負担は大きく、それが原因で高齢者虐待や家族の心身の不調等につながる恐れがあります。そのため、介護する家族の負担軽減と孤立防止を図るための事業等を実施し、介護家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

○介護用品給付サービス事業

要介護者認定を受け、居宅で生活する 65 歳以上の高齢者等に対して、紙おむつ等を給付するサービスです。委託業者が利用者の居住する自宅等に紙おむつ等を配達することで、介護者の負担軽減を図ります。居宅の高齢者等が利用対象となります。また、所得に応じ、1 か月の利用限度額を設定しているため、限度額を超えた部分については、利用者の負担となります。

○移送サービス事業

心身の障害や傷病等により、公共交通機関等の利用ができない状態である高齢者等を専用の移送車両で移送し、病院受診等に係る負担の軽減を図ります。実施区域は糸島市、福岡市及び佐賀県唐津市浜玉町とし、移送する場所は居宅等と医療機関等との間に限ります。ご本人の状態に応じ、病院受診等に付き添う介護者が同乗することを認めます。

○緊急ショートステイ事業

家族等の見守りがない状態で生活することが困難な高齢者が、介護者の急病等により一時的に支援が受けられなくなったとき、特別養護老人ホームに短期入所する事業です。

対象は、市内の自宅で生活しているおおむね 65 歳以上の虚弱高齢者で、一人で生活することが難しく、見守りが必要な状態ではあるが、要介護認定を受けていない方です。

○家庭介護者向け研修会

自宅での介護力を高めることを目的に介護技術や知識を学ぶ研修会を実施しています。対象は、市内の居宅で介護をしている人や介護に関心がある人等です。

このような機会を通じ、介護に係る身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、家庭介護に関する知識や技術の普及を推進します。

3. 高齢者の尊厳の確保

(1) 権利擁護の取り組みの推進

認知症や精神障害、その他の疾病等により、判断能力や意思決定能力が不十分な人は、財産管理や契約等に関して、不利益や財産侵害を受ける可能性があります。

このような判断能力の不十分な人が、尊厳を持ち自分らしい生活を送るためには、成年後見制度の利用が必要です。本市では、親族等による後見の開始の審判が期待できない場合、市長が法定後見制度の申立てなどを行っています。また、経済的に制度利用が困難な方に対しては、成年後見人等による支援を受けることができるよう経費の助成を行います。このような支援を通じ、成年後見制度を推進しています。

成年後見制度は、認知症高齢者等の権利擁護のほか、経済的虐待の発生予防・早期発見を図る上でも、非常に重要な制度です。今後も引き続き成年後見制度の周知・啓発を図り、制度の利用を促進します。

(2) 高齢者虐待防止対策などの推進

高齢者を取り巻く環境の変化に伴い、高齢者に対する虐待が社会問題となっています。また、高齢者の介護や支援を担うサービス事業所も多様化し、施設従事者等による高齢者虐待も増加しています。施設従事者等による高齢者虐待の問題は、施設等の組織運営の問題として、捉える必要があります。

虐待に該当する行為には、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待等があります。行為によっては、虐待者、被虐待者がともに虐待と認識していない場合があります。また、家庭内又は施設内での行為であるため、外部からはわかりにくいものもあります。

高齢者虐待の発生予防・早期発見のためには、市をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等が、高齢者虐待に関する正しい知識と理解の下に、高齢者虐待を発生させない体制整備に積極的に取り組むことが重要です。

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の責務等を踏まえ、医療・介護・保健・福祉等の関係機関・団体及び地域によるネットワークを構築し、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援を行います。

また、本市においては、糸島市人権教育・啓発基本指針に沿って、様々な人権教育・啓発の取り組みを推進しています。人権啓発を推進する関係団体等と連携し、高齢者虐待防止に向けた取り組みを進めます。

①高齢者虐待に関する普及啓発

虐待を防止するためには、未然に防止するための対策が極めて重要となります。

地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の発生予防・早期発見の第一歩となることから、高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発はとても重要です。高齢者虐待は誰にでも、どこの家庭にでも起こりうる身近な問題であるものと捉え、地域住民に対する高齢者虐待に関する普及啓発に取り組みます。養介護施設従事者等に対しては、集団研修の実施や参加への促しを行い、早期発見や市への通報義務等に関して、周知徹底を図ります。

また、家族介護者等に対しては、介護保険制度の利用により介護負担の軽減を図り、虐待を未然に防止するための対策を継続して実施します。

②高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者が安心して暮らし続けるためには、高齢者虐待を早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。民生委員・児童委員などから早めに相談・通報が寄せられるよう日常の見守りネットワークを構築することが重要です。

市は「高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、市や地域包括支援センター等の役割を明確にしています。それぞれの機関による虐待への対応能力の向上を図るとともに、関係機関が連携・協力しながら、高齢者虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めています。

今後も虐待（疑いを含む）に対して、地域包括支援センターを中心とした関係機関でケース会議を開催して対応するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

③高齢者虐待相談等窓口の周知

高齢者虐待の通報については、第一義的に市が責任を持つことが規定されており、地域包括支援センターは高齢者虐待の相談対応を行っています。

地域包括支援センターが高齢者虐待に関する身近な相談窓口であることの周知を図っていくとともに、虐待に係る相談に限らず、日常的な相談について、民生委員・児童委員、福祉委員等と地域包括支援センターが行うことができる関係を構築します。

④通報(努力)義務の周知

高齢者虐待防止法では、高齢者福祉に関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。また高齢者虐待を受けた

と思われる高齢者を発見した者は、速やかに虐待対応機関へ通報しなければなりません。

高齢者虐待の発生予防・早期発見を推進するため、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民に対して、通報（努力）義務の周知徹底を図ります。

⑤専門的人材の確保

高齢者虐待の発生予防・早期発見及び的確な援助が行われるためには、専門的な人材の確保及び資質の向上を図ることが重要です。また、介護施設・事業所等の従業者に対する専門的知識の普及も重要です。

このような観点から、介護サービス事業者、関係団体、関係機関等の職員に対する高齢者虐待防止に係る指導等に取り組んでいきます。

4. 高齢者の生きがいくりと健康づくり

高齢者の社会活動への参加は、生きがいや健康づくりにつながります。高齢者一人ひとりがこれまでの経験を地域の社会活動などに生かし、生きがいくりや健康づくりにつなぐことができる環境づくりが必要です。

その環境をつくるため、地域行事への参画、ボランティア活動、文化活動、スポーツ活動など、高齢者が様々な社会活動へ参加できる場の拡充を図ります。このことは、高齢者健康寿命を延ばすことにもつながるという好循環を生み出すこととなります。また、友人や知人、近隣住民等と交流を持ち、生きがいくりや仲間づくりを行うことは、高齢者の支え合いにより活動的に暮らしていくことにもつながります。

(1) 「ヤングシニア生きいきプロジェクト」の推進

平成28年度より市の関係部・課が横断的に連携し、おおむね60歳から74歳までの糸島市民（以下、「ヤングシニア」という。）を対象とし、健康づくり活動、趣味、生涯学習、ボランティア等の生きがい活動の活性化及びブーム化を図り、生涯現役活躍社会の実現を目指す「ヤングシニア生きいきプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）を推進しています。

今後も、この事業を推進し、市民協働の健康づくりの推進、高齢者の社会参加、就労の支援や、介護予防と自立した生活の支援等に取り組んでいきます。

【主な事業】

事業名（所管課）	事業概要
小学校区単位での健康づくり事業 （健康づくり課）	地区担当保健師と地域住民が協働で健康づくりを実施する体制を進め、より身近な校区単位で市民が健康づくりを実践することができる環境をつくる。
働く世代の健康づくり事業 （健康づくり課）	40歳代から50歳代の働く世代の年齢層を対象に、健康づくりや生活習慣病予防等のため、運動に取り組むきっかけづくりのための事業。この事業を実施することにより、将来的にはヤングシニア層の運動実践者を増やす。
健康づくりサポーター養成事業 （健康づくり課）	健康づくりサポーターを養成し、各校区における健康課題の共有化を図り、サポーターによる健康づくり活動の実践並びに市事業との協働体制づくりを進める。
スポーツチャレンジ事業 （生涯学習課）	スポーツ活動は心身の健康維持や仲間づくりにつながる事業であるため、ヤングシニア層がスポーツに取り組むきっかけづくりを支援する事業を実施する。

【主な事業】

事業名（所管課）	事業概要
トレーニングスタートアップ教室 （介護・高齢者支援課）	健康づくりのため運動を始めたい高齢者等を対象とした「トレーニングスタートアップ教室」を実施し、健康運動指導士がストレッチ体操等、初心者向けの運動を中心に運動指導を行う。
介護予防センター 活性化事業 （介護・高齢者支援課）	一人暮らし高齢者等に対して、閉じこもりを予防するため、介護予防センター（いとゴン食堂）でバランスの取れた昼食及びレクリエーション等の機会を提供することにより、高齢者等の介護予防への取り組みへの参加を支援する。また、食事の提供やレクリエーション指導については、ヤングシニアが担い、ヤングシニア層の働く場、活躍の場を確保する。
シニアクラブ元氣化事業 （介護・高齢者支援課）	シニアクラブは見守り活動やグラウンドゴルフ等の多彩な活動を行っているが、ライフスタイルや価値観の多様化等により、会員は減少傾向にある。シニアクラブの仲間づくり等の取り組みをさらに推進するため、サークル活動等の立ち上げを支援する事業を実施する。
健康支援プログラム 研究開発事業 （介護・高齢者支援課）	要介護状態に陥る要因となるフレイル（加齢に伴い、心身の活力が低下した状態）に対するスクリーニング方法の開発を九州大学と共同で行う。また、スクリーニングを継続的に実施できる方法を普及し、フレイル等の予防を図る事業を実施する。
高齢者の生活状況・ 健康状態調査事業 （介護・高齢者支援課）	アンケート調査によりヤングシニア層の実態把握、現状分析を行う。また、アンケートの回答内容に応じ、結果通知を行い、各種事業を紹介するリーフレット等を同封、事業への参加を促す。
プロモーション事業 （介護・高齢者支援課）	プロジェクトを進めていくためには、多くの市民にプロジェクトの目的等を周知する必要がある。プロモーション事業として、広報やヤングシニア向けの情報誌の発行、イベント等の開催により、市民周知、気運の醸成を図る。

（２）高齢者の健康づくりの推進

脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病の重症化は、活動の不活発さや社会交流の減少を引き起こし、認知症やうつ病、運動機能の低下につながる等、要介護状態となる原因の一つとなっています。そのため、生活習慣病予防・重症化予防に重点を置いた取り組みを展開していきます。

【主な事業】

○健康診断結果に基づく保健指導、健康相談、健康教室等の実施（健康づくり課）

関係機関との連携の上「自助」「共助」「公助」の考えを基本に、拠点施設を活用すると共に小学校区単位の健康づくり事業と連動し、高齢者が参加しやすくまた地域特性に応じた展開を図ります。

（３）生涯学習・スポーツの普及啓発

公民館などを活用した地域コミュニティ活動については、自主的に行われているサークル活動に対する支援のほか、健康づくり、防犯等様々なテーマで高齢者教室を実施しています。また、市はNPO（※）や九州大学等との連携・協働による事業を実施しています。

スポーツやレクリエーション活動については、健康運動指導士等による専門的な指導だけではなく、スポーツ推進員やボランティア等の指導員の協力を得ながら体力測定会やニュースポーツ体験学習等の機会を提供します。

これらの活動は、高齢者が心の豊かさや生きがいを感じる機会になり、活動を通じての交流や仲間づくりによって、高齢者の支え合いの気持ちを育むことにつながります。

※NPO…民間企業の営利活動とは違い、福祉・環境・まちづくりなどのさまざまな分野において、ボランティア活動をはじめとする民間非営利団体のこと

（４）健康福祉施設等の有効利用

本市には、総合的な保健福祉対策の拠点としての機能を有する健康福祉センター「あごら」、「ふれあい」や、高齢者福祉施設「二丈苑」、介護予防センター「はつらつ館」等、高齢者の健康・福祉を推進するための施設があります。そのほか、公民館などをはじめとする生涯学習施設もあり、生きがいづくりの拠点施設となっています。

これらの施設を様々な事業を展開する拠点とし、積極的な活用を進めます。健康福祉センター「あごら」、「ふれあい」及び高齢者福祉施設「二丈苑」については、

設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に施設の管理を委託します。

また、必要に応じて、施設の活用方法の見直しの検討や施設情報の提供を行い、より多くの高齢者が施設を活用することができるよう支援します。

（５）シニアクラブ活動の推進

シニアクラブは「健康・友愛・奉仕」の活動を柱に、様々な事業を行っています。高齢者相互の支援活動や社会奉仕活動等の社会貢献を行っており、高齢になっても孤立せず、生きがいのある生活が続けるため、シニアクラブの存在は欠かせません。シニアクラブの活動が地域における仲間づくりや健康づくりにつながっています。

今後も、シニアクラブが地域で果たす役割等について、啓発活動を行うとともに、市シニアクラブ連合会事務局がクラブ未設置行政区への働きかけや会員拡大等の取り組みを行うことを支援します。

（６）ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、自らの意思で行う自発的な活動です。その活動は仲間づくりや新たな出会い、あるいは自らの能力を発揮して生きがいを得る手段の一つです。

高齢者自身も含めた多様な住民からなる自立支援のための仕組みとして、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えるなど、地域に密着したボランティア活動を支援します。

また、ボランティアの活躍を推進するため、住民へのボランティア活動に対する理解、必要性の周知を図るため啓発活動を行うとともに、市社会福祉協議会と連携し、生活支援体制整備事業を推進します。

（７）就労支援

高齢者の生きがいづくりの柱として、就労支援は重要な取り組みの一つです。いきいきと働くことにより、高齢者自身の生きがいにつながります。また、老後の生活の経済的な安定を求め、働くことを希望する高齢者も数多くいます。豊富な知識や経験を持つ高齢者は、企業や地域にとっても貴重な人材になると考えられます。

糸島市シルバー人材センターや糸島市ふるさとハローワーク等と連携しながら、高齢者の経験を活かすことができる就労を支援します。

5. 高齢者が安全に安心して住むことができるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して尊厳ある生活を継続するには、地域全体で支え合うまちづくりが必要です。

市社会福祉協議会等と協働し、福祉関係機関、団体などと連携を強化するとともに、地域共生社会の実現に向けた取り組み等の推進を図ります。

(1) 居宅で養護を受けることが困難な高齢者への支援

安心して暮らすことができる住居は生活の基盤です。今後増加が見込まれる一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の人が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を過ごせるよう、住まいの確保に係る支援等を行います。

また、経済的な理由等により居宅において養護を受けることが困難な高齢者や、介護施設の入所の対象とはならないが、独立した生活を送るには不安のある高齢者に対応するための施設があります。当該施設入所については、老人ホーム等入所判定委員会に諮り、入所の可否を判断するとともに、年に一度、入所継続の可否を判断し、措置の適正化を図ります。また、高齢者虐待を受けている高齢者を措置する場合、その受け皿としても活用します。

【主な施設】

○養護老人ホーム（篠原の里〔定員 50 名〕）

環境上・経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対して、入所措置を行う施設です。

○高齢者生活支援ハウス（富の里〔定員 10 名〕）

同居の家族による援助が受けられない高齢者や介護保険施設等に入所中の市の介護保険被保険者で、要支援や非該当の認定を受け、居宅での生活が困難な高齢者に対して、入所措置を行う施設です。

○軽費老人ホーム（師吉荘〔定員 80 名〕、ケアハウス瑞梅苑〔定員 50 名〕）

介護保険施設の入所対象とならない高齢者で、独立した生活を送るには不安がある高齢者が、居宅サービスを利用しながら入居する施設です。

(2) 消費者被害の防止

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を狙った詐欺事件や消費者トラブル等が、社会問題になっています。

市では消費者相談に対応する消費生活センターを設置し、相談内容によっては、

地域包括支援センターと連携し、トラブルの解決に向けた支援を行うとともに、出前講座や広報等により、消費者トラブルを未然に防ぐための知識や情報、相談窓口の周知を行っています。

消費者被害については、地域包括支援センターだけでなく、民生委員・児童委員、警察、金融機関等の関係機関と連携し、対応します。

（３）交通・移動手段の確保と交通事故防止に向けた取り組み

本市の主要な交通手段は自家用車ですが、高齢期に運転が難しくなっても、医療機関等への通院や買い物などのための外出は必要です。

「糸島市地域公共交通網形成計画」に基づき、鉄道、市内バス路線等の利便性向上及び自主運行バスの新規校区への導入等、安全・安心な交通・移動手段の確保に努めます。

また、糸島警察署や糸島市交通安全協会と連携し、交通事故にあわないための知識習得のために、高齢者の交通安全教室を開催します。さらに、近年増加傾向にある高齢運転者による交通事故の抑止を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援します。具体的には、運転免許証の自主返納を行った 70 歳以上の高齢者に対し、バスやタクシーの回数券及びＪＲ九州ＩＣ乗車券を運転免許証の返納時に交付する事業を実施します。

（４）災害時の要配慮者対策

災害の危険の察知や対応が困難な要配慮者への対応は、糸島市地域防災計画に基づき、行います。

福祉避難所の設置運営については、18 法人 25 施設と協定を締結し、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する高齢者が、日常生活に支障なく避難生活を送ることができる場の確保を行っています。また、糸島医師会、糸島歯科医師会、糸島薬剤師会と協定を締結し、医療救護所の設置等の医療救護活動について対応できる体制を整備しています。

要配慮者の福祉避難所への移送や生活支援等についても、福祉関係団体やボランティア等と連携し行います。

（５）地域共生社会（※１）の実現に向けた取り組みの推進

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号 平成 29 年 6 月 2 日公布）により社会福祉法に「我が事・丸ごと」（※２）の地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機

関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。(平成30年4月1日施行)

本計画の上位計画である「糸島市地域福祉計画」は、平成30年度中に見直しが行われ、「我が事・丸ごと」の理念が反映される予定です。平成31年度以降は、新たな「糸島市地域福祉計画」に基づき、福祉分野で共通する取り組みである地域住民と行政等の協働による包括的支援体制の構築を目指します。

※1：地域共生社会…平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げられた新たな福祉ビジョンで、高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会をいう。

※2：「我が事・丸ごと」…すべての市民・関係者が地域の生活課題を他人事ではなく、「我が事」として捉え、関わり、地域住民及びその世帯が抱える課題を高齢者・障害者・子どもといった分野別ではなく「丸ごと」受け止める総合相談支援体制の整備を図ろうというもの。平成28年7月に厚生労働省に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置された。